

令和3年10月18日

各部局長
教育次長
消防長
会計管理者
）様

安芸高田市長 石丸伸二
(企画振興部)

令和4年度予算編成方針について（通知）

このことについて、安芸高田市財務規則第4条の規定に基づき、令和4年度予算編成方針を定めたので通知します。

各部局においては、本方針に基づき、予算見積書等関係書類を調整し、つぎの期限までに提出してください。

《提出期限》 令和3年11月19日（金）

《目 次》

●令和4年度予算編成基本方針	1
1. 国の経済状況と安芸高田市の財政状況	1
2. 予算編成の基本的な考え方	2
3. 重点的に検討すべき項目	2
●予算要求にあたっての留意事項	3
1. 総論	3
2. 一般事項	3
3. 歳入に関する事	4
4. 歳出に関する事	5
5. 特別会計等に関する事	7

●令和4年度予算編成基本方針

1. 国の経済状況と安芸高田市の財政状況

(1) 経済状況と国の動向

内閣府が9月に発表した月例経済報告の基調判断は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、国の動向について注視する必要がある。

総務省による令和4年度の地方財政の課題のなかでは、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、地方団体が新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを令和4年度の予算要求の概要としている。

(2) 安芸高田市の財政状況と今後の見通し

本市の令和2年度決算状況を見ると、歳入は、主に地方消費税交付金の増加により、経常一般財源が約1,500万円の増額となった。歳出は、人件費における退職手当組合負担率の調整や公債費の減少に伴い、経常的支出が約6億5,600万円減少した。経常収支比率は92.8%（前年度比5.4ポイント減）となり、財政構造の硬直化が一時的ではあるが改善された結果となった。

令和4年度予算の歳入は、依然、新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減少により、経常一般財源が減少する見込みである。歳出については、公債費は減少するが、社会保障における扶助費や補助費、または公共施設の老朽化による維持補修費などの経常的支出は増加傾向が予測される。

財政調整基金残高は令和2年度末現在で約6億円となり、合併後最低となった。令和3年度予算においても、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害復旧事業費への取崩しを余儀なくされ、さらに減少する見込みである。

物件費（固定費）等における経常一般財源充当額の高止まりが続く現在の局面にあっては、主観的願望を客観的事実にすり変えることなく、令和4年度当初予算編成に向けて経常的な経費の大幅な縮減は必須である。

2. 予算編成の基本的な考え方

令和4年度予算編成は、財政の健全性を保持し、将来にわたり持続可能な財政基盤を構築するとともに、第2次安芸高田市総合計画後期基本計画に掲げるリーディングプロジェクト『「世界で一番住みたいと思えるまち」を目指して』の実現のための施策に取り組むことを基本的な方針とする。

- (1) 令和4年度は、新型コロナウイルスワクチン接種が進み、景気が持ち直すことが期待されているなか、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、市民が安全に安心して暮らせるよう、新たな時代を見据えた取り組みを進める。
- (2) 「第4次安芸高田市行政改革大綱」に基づき、限られた経営資源（人・物・財政）において、将来にわたり継続可能な行財政運営のために、市民との共生・協働の推進、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災を始めとする安全・安心なくらしや、活力ある地域社会の実現等に取り組む。
- (3) 将来世代に負担を先送りしないために、国の指針等を踏まえた財政健全化計画の検証と、財務諸表を活用したコスト意識改革が大切である。社会保障関係費の増加が見込まれるなか、行政サービスを安定的に提供できるよう、自主財源を確保するために、各事業や補助金などの必要性の検証や、税の収納率の向上・ふるさと納税のさらなる推進を図る。
- (4) 問題の本質を見失うことのないよう、全ての事務事業において、多様化する課題等への的確な対応など必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立に向けた財政の健全化を進める。

3. 重点的に検討すべき項目

(1) 事務事業の検証

全ての事務事業において実績や効果を精査し、客観的事実に基づいたうえ、ゼロベースで見直すこと。

(2) 公共施設等の統廃合、除売却、最適化の推進

公共施設等総合管理計画個別計画をベースに検討すること。また、統廃合済みの公共施設に係る運営経費・維持管理経費等については、予算の皆減を織り込むこと。

(3) 特別会計繰出金等の縮減

上下水道料金改定等を踏まえ、特別会計や公営企業会計の収支を精査し、基準外繰出の縮減を検討すること。

令和4年度も歳入減歳出増の収支不均衡状況のなかでの予算編成となるので、効果のない事業については直ちに廃止するなど、内容を最大限精査した上で予算要求すること。

●予算要求にあたっての留意事項

1. 総論

まずは、市民が安全・安心して暮らせるよう新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立などの取り組みを最優先とし、「第4次安芸高田市行政改革大綱」に基づき持続可能な行政経営の取り組みを進める必要がある。

当初予算要求書の提出にあたっては、本予算編成方針に基づくとともに、「総合計画」、「財政健全化計画 第3次改訂版」並びに「中長期ビジョンヒアリング」等を踏まえ、既存事業の徹底的な見直し、部局横断的な連携、創意工夫による最適な予算要求を期待する。

2. 一般事項

(1) 予算要求基準

市民ニーズ、費用対効果、行政関与の必要性の観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランのうち実現可能なものを織り込み、予算要求基準の範囲内で要求すること。

【予算要求基準】

経 費 区 分	要 求 基 準 (一般財源ベース)
1 義務的経費 ※ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	シーリング対象
2 職員給与費 ※ 議員報酬、行政委員会給与・報酬、共済費及び退職手当を含む	所要見込額
3 公債費	所要見込額
4 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上された事業	シーリング対象
5 建設事業費 ※ 総合計画実施計画に計上された事業以外	原則、認めない
6 維持補修費	シーリング対象
7 施設管理経費	シーリング対象
8 一般事業費	シーリング対象
9 重点事業費 ※ 市長が重点的に取り組むべきと認めた事業	所要見込額

※ シーリング対象の合計が令和3年度当初予算の合計の95.5%の範囲内。

(2) 予算編成事務

シーリング方式とする。部長、課長及び経営管理担当を中心に議論を深め、徹底した事業の精査をすること。重点事業への優先配分など部局内で調整すること。

新規事業の予算化は、事業目的や効果、後年度負担を厳しく見極め、既存事業の見直しにより財源を確保すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応

国・県の動向等を的確に把握し、新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。また、経済活動の活性化など必要な取り組みを精査した上で、国・県の財源を活用し、予算要求書に反映させること。

新型コロナウイルス感染症の影響で縮小等とした事業は、必要性や効果を検証し、見直しを行うこと。

(4) 第4次安芸高田市行政改革大綱の着実な実施

令和2年1月に策定した「第4次安芸高田市行政改革大綱」に基づき、これまでの取り組みを改善するとともに、予算要求に反映させること。

(5) 歳入歳出予算要求書の作成

電算システムへの入力は、節・細節まで精緻な積算を行い、積算根拠を必ず記入すること。

3. 歳入に関すること

(1) 市税

税負担の公平を期するため、課税客体の掌握・徴収率向上に努めること。収納率向上、滞納整理の促進のためにも、収納目標を設定し、予算に反映させること。

(2) 使用料・手数料・財産貸付収入

使用料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を徹底すること。各施設の維持管理経費や市民の使用頻度等を漏れなく反映させ、適正な料金収入を確保すること。安易な減免措置は厳に慎み、使用料等を徴収していないものは早急に適切な見直しを行うこと。滞納整理の促進など、一層、徴収努力を行うこと。

(3) 国・県支出金

制度の動向を的確に把握し、制度内容を十分に研究して、交付基準に基づいて計上すること。減収が見込まれる場合は、事業の縮小などにより対応すること。必ず電算システムに補助率を入力すること。(記載例 補助率 1/3、定額補助等)

(4) 地方債

将来の財政負担軽減のため、地方債借入額の縮減を検討すること。計上にあたっては、必ず財政課と協議すること。

(5) 新たな財源の確保

遊休地の処分や企業広告など、あらゆる視点から新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。また、それぞれの事業において、国・県の補助金や外郭団体等からの助成制度を十分調査し、財源の確保に努めること。

(6) その他の歳入

適正な収入見込みのもとに計上し、増収に努めること。

4. 歳出に関すること

(1) 報酬

条例に基づき適正な額を要求すること。

(2) 会計年度任用職員

給料・報酬・手当・費用弁償を、それぞれ過誤のないよう計上すること。
現行・新規分を問わず、事前に総務課と協議し調整済のものを要求すること。

(3) 報償費

要綱などで任意に設置している審議会等は、必要性、事業効果を見直すこと。報酬条例にない委員会等の出席謝礼金は、開催回数や時間等を勘案し計上すること。計上にあたり、金額を精査するとともに積算根拠(単価の根拠)を記入すること。

(4) 旅費

出張の目的、効果、日程等を十分検討し、真に必要なものを要求すること。宿泊を伴う研修・視察は原則認めないが、真に必要な特別旅費は各課で計上すること。

(5) 需用費

事務用品等消耗品は、安易に共用物品を請求することのないよう職員一人ひとりが削減に努めること。購入にあたっては単価等を厳選し、経費削減に努めること。

光熱水費及び燃料費は、使用量を把握するとともに、一層の経費削減に努めること。光熱水費及び役務費の電話料は、各施設に係る経費を積算欄に明記すること。

食糧費は、原則認めない。やむを得ない場合は、会議開催等に伴う弁当代は認めず、茶菓子代なども削減すること。

印刷製本費は、印刷物を極力簡素なものとし、作成部数等も必要最低限度とするなど経費削減を図ること。カラーコピーは極力避けるとともに、両面印刷を心掛け

ること。大量印刷の場合は輪転機の使用を徹底すること。

修繕料は、1箇所当たりの修繕費が50万円未満の場合は需用費の修繕料に計上し、50万円以上の場合は工事請負費の維持修繕工事に計上すること。計上にあたっては、施設名、修繕内容、必要性などを明確に記載すること。

備品の判断については、つぎのとおりとする。

【判断基準】※平成28年度から運用

備品の範囲：1品1万円以上の物品

・性質上比較的長く使用保管できるものであっても、1品1万円未満の物品は、10節 需用費の消耗品費とする。
--

・ただし、図書館、学校等で貸出し・閲覧のための図書は金額に関わらず備品とする。

(6) 委託料

調査研究や設計委託等は、まず、職員の能力を最大限に活用し、安易に委託を行わないこと。

施設等の維持管理業務委託は、委託の必要性を再度検討した上で、一括契約等により経費を削減すること。

特に、指定管理者制度による指定管理料は、制度の趣旨を理解し、管理状況等を厳密に精査したうえで必要経費を積算すること。

(7) 投資的経費

総合計画実施計画に計上しているものに限り要求すること（実施計画に未計上の事業は認めない）。事業効果等を十分に分析して適正な要求を行い、後年度に多額の負担が生じないよう留意すること。緊急度・重要度を勘案し「様式2 建設事業計画書」に優先順位を明記すること。

補助事業で市費負担が生じるものは、安易な受入れを厳に慎むこと。国・県の補助事業見直しによって廃止・縮減された事業は、市費による肩代わりは行わないこと。また、単独事業は、財源確保を検討すること。

(8) 負担金・補助及び交付金

外郭団体への補助金等は、必要性を検証し、補助率や補助額の適正化を図ること。団体ごとに予算、決算及び活動状況等を分析し、厳正に審査すること。目的や対象等が類似するものについては統合を進め、既に目的を達成したと認められる場合は縮小・廃止をすること。

(9) その他の歳出

既存の行事（大会、イベント）等は、新型コロナウイルス感染症の影響を契機とし、その必要性の再検討と見直しを行うこと。また、他部局と連携をとり、類似行事は統合するなど調整すること。

施設の維持管理は、計画的に行うこと。今後、老朽化施設及び類似施設の統廃合が必要であることから、施設の存在意義を含めた管理運営体制を検討すること。

地域おこし協力隊員にかかる歳出は、電算システムの積算においてその他の歳出と分けて入力すること。

見積もりの精査不足により、安易に補正での追加予算要求をすることがないように、積算にあたっては精度の向上に努めること。

5. 特別会計等に関すること

特別会計や公営企業会計についても、一般会計に準じて編成すること。加えて、見積りの精度の更なる向上に努めること。法定繰入金(基準内繰入)以外の財源不足に係る繰入は原則として認めない。安易に一般会計からの繰入金に依存することがないように、長期計画をもとに健全かつ安定的な運営に努めること。なお、公営企業会計(上下水道事業)は、独立採算制の原則及び経済性を十分認識し、事業を徹底して見直すなど、これまで以上に厳しく精査すること。また、料金改定後の収入を織込み、計画的な加入促進目標等を設定するなど、より一層の収益の確保に努めること。